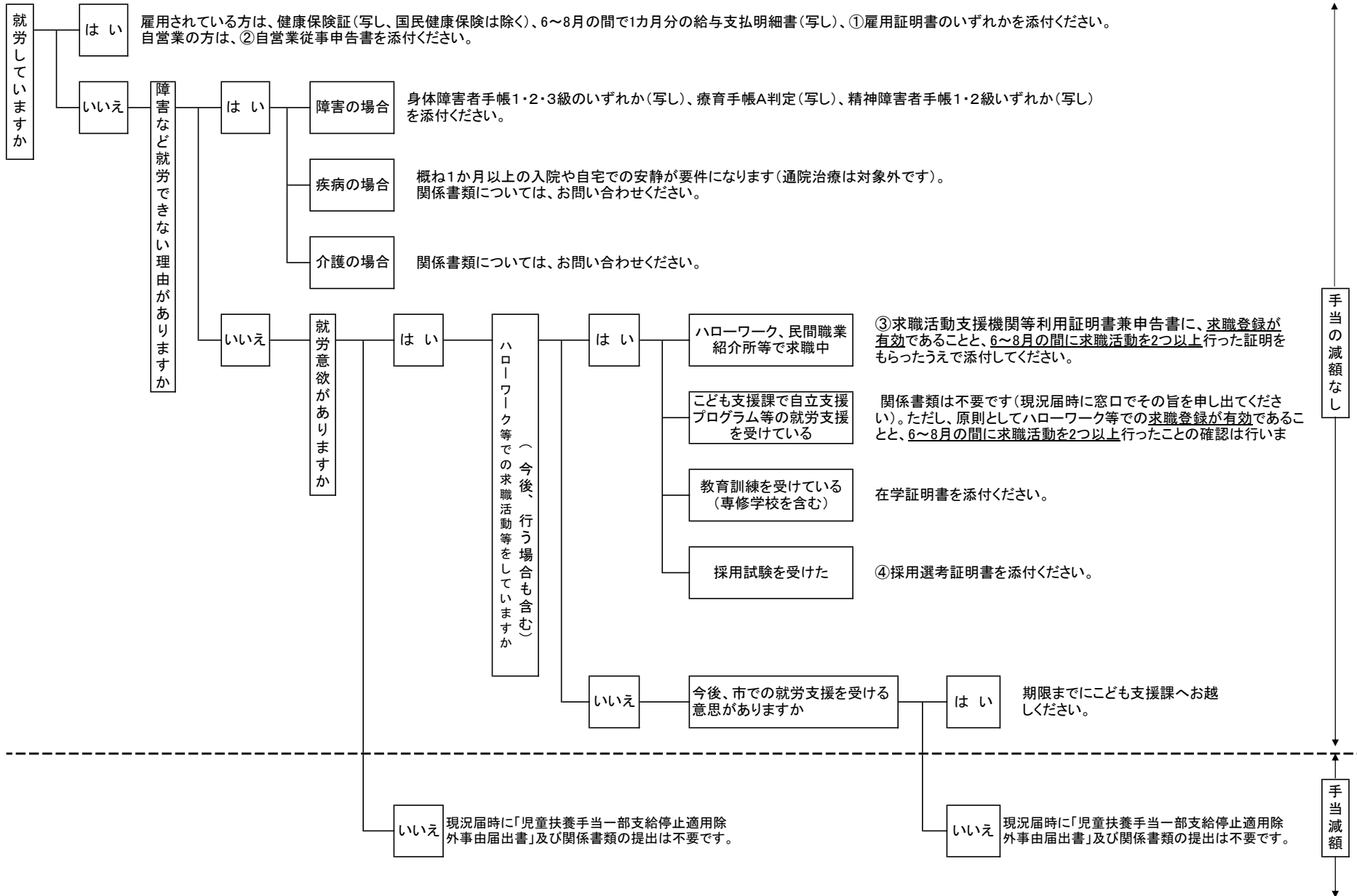


関係書類確認シート

※下記の関係書類については、今年度6月から8月末日までの間のいずれかの時点におけるご自身の状況が明らかとなるものを添付してください。
 ①～④の番号が付いた書類は、同封している「児童扶養手当一部支給停止適用除外届出書関係書類(横長・両面印刷のもの)」を利用してください。



手当の減額なし

手当減額